

## 令和3年度制度改正により義務化された事項

### 1 業務継続に向けた取組の強化 【3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置】 対象:全サービス

感染症や非常災害の発生時において、

サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画策定の義務付け

- (1) 業務継続計画(BCP)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる
- (2) 従事者に対して当該計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)
- (3) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う

留意事項通知に、「感染症に係る業務継続計画」「災害に係る業務継続計画」それぞれについて、記載すべき内容が列記されています。

【参考】介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドライン・ひな型

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

岐阜県も、業務継続計画(BCP)策定支援研修の動画を配信しています。

動画 URL(入所・入居系施設向け):<https://youtu.be/gL4Eu6uXjjo>

動画 URL(通所・訪問系向け):<https://youtu.be/gKD78uhDaVo>

研修資料:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/24071.html>

## 2 高齢者虐待防止の推進【3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置】 対象:全サービス

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために以下の措置を講じること。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催 及びその結果を従業者に周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)
- (4) 上記を適切に実施するための担当者を置く

また、運営規程に定めておかなければならない事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。

### 【参考】介護施設における虐待防止研修プログラム例

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

URL:<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

- ・1科目5～12分の短編動画をダウンロードし、職員個々が都合のよい時間に学習することができます。
- ・受講した事例を使ってグループワークを行い、事業所内での取組みについて検討することもできる構成になっています。

### ●高齢者虐待防止法

#### 第20条(虐待防止措置義務)

養介護施設(※)の設置者及び養介護事業(※)を行う者は、養介護施設従事者の研修の実施、サービス提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理体制の整備、その他養介護施設従事者による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### 第21条(通報義務)

養介護施設従事者は、従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかに市町村に通報しなければならない。

※養介護施設・・・介護保険法に規定する施設、老人福祉法に規定する有料老人ホーム、老人福祉施設等を指す。

※養介護事業・・・介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援等を指す。

### 3 感染症対策の強化 【3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置】 対象:全サービス

感染症の予防及びまん延の防止のための対策として

- (1) 対策を検討する委員会の開催(おおむね6月に一回以上、特養は3月に一回以上)及び その結果を従事者に周知徹底
- (2) 指針を整備
- (3) 研修及び訓練(シミュレーション)を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)

### 4 認知症介護基礎研修受講の義務づけ 【3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置】

対象:無資格者がいない訪問系サービス、居宅介護支援を除く 全サービス

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。また、新規、中途を問わず新たに採用した従業者の内医療・福祉関係の資格を有さない者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。

また、「介護サービス情報の公表制度の施行について」(平18老振発0331007)の改正により、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、「介護サービス情報公表制度」において公表することとされています。

## 5 ハラスメント対策の強化 対象:全サービス

職場でのセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止のために、以下の雇用管理上の措置を講じること。

※「男女雇用機会均等法」及び「労働施策総合推進法」の規定に基づき、事業主に義務付けられている(中小企業は令和4年4月1日までは努力義務)

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備

また、カスタマーハラスメント(顧客からの著しい迷惑行為)防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取り組みとして、

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組み(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- (3) 被害防止のための取組み(マニュアル作成や研修の実施)

### 【参考】介護現場におけるハラスメント対策

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

- ・介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
- ・研修の手引き
- ・事例集

## 6 災害対応に関して地域との連携強化 対象:通所系、短期入所系、施設系サービス

非常災害時に対応する避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。